

**2024 年度休眠預金資金活用・草の根活動支援事業**  
**子ども/若者(外国人を含む)の居場所機能強化事業～地域の安心基地の形成～**  
**公募に関する Q & A (2024年12月26日現在)**

- ・2024年12月5日、10日に、オンラインで開催した公募説明会時のQ & Aを掲載します。
- ・個別にいただいたメールや個別相談会で皆さんに共通する内容も随時、公開していきます。
- ・回答の内容に追記・変更が加わる可能性があります。その部分は赤字で表記します。

項目	No	質問内容	回答
対象団体	1	社会福祉協議会は応募対象団体となりますでしょうか。	対象となります。
	2	今回、新たに会社または団体を立ち上げたところも申請できるのでしょうか？	居場所を継続的に運営していることを申請の要件としています。新設の団体の場合、実績のある団体等と連携していただくなどの工夫が求められます。
	3	近隣地区で同様の事業をしている者が集まり、来月NPOを設立しようと考えています。それぞれの活動実績はあるのですが、新団体での実績はございません。その場合申請の対象になるかということ、また、申請に際しましてNPOに加入する団体の実績がわかるような書類をそれぞれ提出するような対応でよろしいのでしょうか？	団体がNPOの構成団体になると推測しますが、実績のある団体と連携しながら事業をすすめる体制があれば申請可能です。申請様式の中に連携の状況を書き込んでいただく、あるいは任意資料を追加で提出し連携状況をPRしていただきたいと思います。
	4	以前、子どもの居場所づくりに取り組んでいましたが、幸いなことに子どもたちは自立していましたので、現在は休業状態にしています。一時休業している場合は、事業は継続していると考えてよろしいでしょうか？	休業がどれくらいの状態なのかによりますが、これまでの活動のノウハウが継承されていて、新たに居場所を始めるのであれば申請可能と考えます。
対象事業	5	新規に行う事業のみが助成対象でしょうか？	団体の既存の事業の事業費を補填する形の事業は申請できません。これまで居場所の運営を継続していく、そこからさらに発展させる活動をイメージしています。これまでの活動から切り離された活動へ助成することは想定していません。
	6	障がい者の方の居場所として地域活動支援センターの運営をおこなっていますが、利用者に年齢の制限がありません。子ども若者と限定していないので助成対象外でしょうか？	限定していなくとも特段問題ありませんが、子ども若者が利用しない場合は助成対象外になります。
	7	他の助成金で類似の活動を行っていますが、助成対象になりますか？	事業がはっきりと区分でき、資金も分けて管理できるのであれば申請可能です。
	8	現在NPO法人で放課後児童クラブを運営していますが、今後居場所支援を事業化したいと考えています。その場合、助成対象団体に含まれますか？	助成の対象団体は、子どもや若者を支援する居場所を継続的に運営していることが求められます。これまで居場所の運営実績がなく、新たに居場所を始める場合は助成の対象なりません。 ただし、貴法人が放課後児童クラブの事業に取り組んできた経験が、居場所の継続的な運営として認められる内容であれば、その経験を活かし新たに居場所事業として申請いただくことが可能と考えます。 また、申請にあたっては、制度事業である放課後児童クラブでは実施できないもの、行政の制度が想定している事業以外の内容のもので、行政予算の肩代わりにならない事業である必要があります。この点についてもご留意いただいた上で申請をご検討ください。
	9	市内の特定地域を主な対象とした事業としたものでも可能でしょうか。	特定の地域を対象とした事業であることだけをもって申請対象から除外ことはありません。
	10	教育支援活動を行っていますが、子供の居場所づくりは新規事業として行うように進めています。この新規事業に対しての申請でもOKですか？	教育支援活動が広い意味での居場所につながるかどうかがポイントになると考えます。これまでの経験を元にして居場所を運営するのであれば申請可能です。
	11	既存事業の派生や延長・拡大のような内容は良いのでしょうか？	問題ありません。
	12	地域団体と連携していれば、放課後等デイサービスや児童発達支援でも申請は可能でしょうか？	<b>地域団体との連携状況に関わらず、制度事業としての放課後等デイサービスや児童発達支援事業は助成対象にはなりません。</b> <b>申請には居場所運営の実績があることが必要で、この場合の居場所は制度事業でも問題ありません。ただ上記の通り、制度事業は助成対象にはなりませんので、制度事業の経験をお持ちでしたら、それを活用し、制度事業とは別の形の居場所構築に取り組んでいただく必要があります。</b>
	13	コンソーシアムの場合、どちらも居場所運営を継続的に行う団体である必要はありますか？	コンソーシアム構成団体がすべて継続的に居場所を運営する必要はありません。例えばコンソーシアムの構成団体Aが専門的な知識を備えていて居場所を運営、構成団体Bがバックオフィスを担当するというケースを想定しています。

コンソーシアム	14	放課後児童クラブがコンソーシアムとして、地域の他の子育てボランティア、こども食堂の運営団体(法人格はない)と組んで応募することは可能ですか？	可能です。コンソーシアムの場合も構成団体の中に1団体以上、居場所を継続的に運営している実績があることが申請にあたって必要です。
	15	公募説明会のお話で、コンソーシアムでの申請の場合は不利のような印象を受けたのですが、コンソーシアムとしての申請についてもう一度ご説明をお願いします。	コンソーシアムは団体間の合意形成に時間がかかり事務的な負担が増す傾向があるという意味で、審査で不利になることはありません。
	16	コンソーシアム構成団体の数に上限はありますか？	特にありません。構成団体が多いと、構成団体間の意思疎通が困難になるなどの点に留意していただき、コンソーシアムでの申請をご検討ください。
経費	17	必要になる自己資金・民間資金の構成は、自己資金か民間資金どちらでもよいでしょうか？	どちらでも問題ありません。組み合わせても構いません。
	18	どのような場合に自己資金を減じられる可能性がありますか？	財務状況や緊急性の理由があり、その旨を明示して申請した場合に自己資金を減じられる可能性があります。これまでの例では、比較的幅広く認められています。
	19	居場所づくりの立ち上げ費用（開始までの物件賃借料、改築費全般等）についても対象経費となりますでしょうか。	賃借料や改築費については助成対象経費となります。不動産の取扱いについては、公募要領のP12にも記載しておりますのでご一読ください。また、同じく公募要領にも記しておりますが、助成対象団体には子ども/若者支援の居場所を継続的に運営してきた実績があることを求めていることにもご留意ください。
	20	コンソーシアムではなく、他の団体との連携を図る場合、「委託費」のような形で支出することは可能でしょうか？あるいは、他団体と協力するとしても、費目ごとに清算払いをすることが必要でしょうか？	自分たちの団体にない要素を持っている団体へ一部の業務を委託するということが説明できれば、支出可能です。業務委託であれば費目ごとの精算払いは必要ありません。また、後日、業務内容と積算が明記された業務委託契約書と成果物をCCFにご提出いただく必要があります。
	21	役員に報酬を支払うことは可能ですか？	管理的経費として支出することは可能です。
	22	対価を支払う場合の会計科目として給与・謝礼などがありますが、どの科目で支払ったらいいのか分かりません。	雇用しているスタッフであれば給与、そうでなければ謝礼・謝金・報酬などの科目になります。
	23	自己資金に他の助成事業の助成金を充当することは可能でしょうか？	他の（民間の）助成金の一部を自己資金として計上していただくことは可能ですが、自己資金分は休眠預金事業専用口座に入金して管理していただく必要があります。 また、実行団体には区分経理していただきますから、休眠預金の事業費（自己資金を含んだ総事業費）と他の助成金の事業費を明確に分けて会計処理していただく必要があります。 他の助成金事業の基準が、上記のような休眠預金のルールを許容するかどうかがポイントとなると考えます。
	24	「敷居の低い運営」のなかで、「自由な利用時間」という記載がありますが、具体的な条件（場所を提供する時間として毎日〇時間は必要等）はありますか？	自由に決めていただいて問題ありません。
	25	若者の年齢の定義はありますか？	39歳以下と定義しています。
その他	26	事業趣旨である「居場所」強化、「地域」の安心基地の形成と、審査の際に考慮される「活動が特定の地域に偏らないように」ということが、つながらないように感じます。それぞれが指している「地域」について説明していただけないでしょうか。	地域の偏りの要素を加味する場合があるということで、選定の際に必ず考慮されるわけではありません。助成対象地域は中部5県ですが、すべて同じ県から選定されるような事態は避けたいと考えます。できれば多くの県から選定したいという意味です。
	27	申請時の注意事項に「今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は別事業であることが必要」とありますが、他の資金分配団体とはどのような団体ですか？民間の助成金なども含まれますか？	JANPIAの管理する休眠預金資金は全国の資金分配団体を経由して実行団体に分配されます。他の資金分配団体の公募に同じ時期に同事業を申請することは不可という意味です。JANPIAのHPも参照していただけます。このルールには、休眠預金以外の民間の助成金は含まれませんが、助成金の執行にあたっては、費用の重複計上・執行は認められません。  重複計上についての参考資料： <a href="https://www.janpia.or.jp/dantai/news/download/news_20211015.pdf">https://www.janpia.or.jp/dantai/news/download/news_20211015.pdf</a>
	28	来年度以降の公募はありますか？	現時点では来年度以降の公募の予定はありません。今後、JANPIAに当団体が資金分配団体として申請した場合、その事業が採択されれば公募を実施します。
	29	「敷居の低い居場所」の定義とは何ですか？	特に定義はありません。様々な定義、様々な場があつてよいと考えます。

30	居場所には相談機能が必要などの条件はあるりますか？	特にありません。
31	開所時間等の条件はありますか？	特にありません。例えば働く人にとっては、物理的な開所時間以外にも、アクセスのしやすさ、オンラインでスケジュール調整が可能、という居場所も「敷居の低い居場所」であると考ます。
32	「安心」の意味とは何ですか？	メンターの存在、つながる感覚、面白い人に出会える、などがあり、人によって様々な定義があると考えます。
33	事業の管理者の仕事量はどの程度増えますか？	事業によって事情が異なるので、一概には言えないと考えます。
34	従業員を雇用する必要はありますか？	事業によって事情が異なるので、一概には言えないと考えます。